

1. 許可申請書及び添付書類一覧表

【申請区分】 1.新規 2.許可換え新規 3.般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.般・特新規＋業種追加
7.般・特新規＋更新 8.業種追加＋更新 9.般・特新規＋業種追加＋更新

平成27年4月1日より適用

様式番号	申請書及び添付書類	申請区分				
		1	3	5	7	
		2	4		8	
		法人	個人	6	9	
第1号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎
別紙一	役員等の一覧表(個人事業者であっても、経営業務管理責任者については記載する。)	◎	◎	◎	◎	◎
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)(注1)	◎	◎	◎		◎
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)(注1)				◎	◎
別紙三	(収入印紙、証紙、登録免許領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄)	▲	▲	▲	▲	▲
	主たる営業所所在地見取図	◎	◎	◎	◎	◎
別紙四	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎
第2号	工事経歴書	◎	◎	◎	○	◎
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	○	◎
第4号	使用人数	◎	◎	◎	○	◎
第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎
第7号	経営業務の管理責任者証明書(注2)	◎	◎	◎	◎	◎
別紙	経営業務の管理責任者の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎		◎
第11号の2	国家資格者・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	◎	◎	□	□	□
	卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)(注4)	▲	▲	▲	△	▲
第9号	実務経験証明書(注3) (新規申請等は、現地調査時に契約書等を確認する。写しの提出を指示する場合もある)	▲	▲	▲	△	▲
	資格証・合格証明書等の写し(更新以外の申請や届出の際は、原本提示の上写しを提出。) (原本の提示については、携帯を義務付けられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除く)	▲	▲	▲	△	▲
第10号	指導監督的実務経験証明書(申請の際は記載された工事の工事請負契約書の原本を提示し写しを提出)(注3)	▲	▲	▲	△	▲
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	▲	◎
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎
第13号	建設業法施行令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	▲	◎
第14号	株主(出資者)調書	◎		△	△	△
第15号	貸借対照表(法人用)	◎		○	○	○
第16号	損益計算書(法人用)	◎		○	○	○
第17号	「株主資本等変動計算書」・様式第17号の2「注記表」(法人用)	◎		○	○	○
任意様式	事業報告書(株式会社用)	▲				
第17号の3	附属明細表(注7)	▲				
第18号	貸借対照表(個人用)		◎	○	○	○
第19号	損益計算書(個人用)		◎	○	○	○
	定款(法人)	◎		△	△	△
	商業登記全部事項証明書(個人事業者の場合で支配人登録しているものを含む)(注4)	◎	▲	△	△	△
第20号	営業の沿革	◎	◎	△	◎	◎
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	△	△	△
第20号の3	健康保険等の加入状況(別紙参照のこと)	◎	◎	◎	◎	◎
第20号の4	主要取引金融機関名	◎	◎	△	△	△
	法人・個人事業税納税証明書(注4)(注5)	◎	◎	○	○	○
	許可申請者等に係る登記事項証明書(注4)(注6(1)) 【法務局発行の「登記されていないことの証明書」(後見登記等)】	◎	◎	◎	◎	◎
	許可申請者等に係る市町村の長の証明書(注4)(注6(2)) 【本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」】	◎	◎	◎	◎	◎
	残高証明書又は固定資産評価証明書及び不動産の登記事項証明書(登記簿謄本) (不動産については、資産評価額と担保されている金額の差が500万円以上あること)(注4)	▲	◎	▲		▲
	健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料(別紙確認資料参照)	▲	▲	▲	▲	▲
	雇用保険の加入を証明する資料(別紙確認資料参照)	▲	▲	▲	▲	▲
	健康保険証等(写)(注8)	◎	◎	▲		▲
	その他の添付書類・確認資料(必要に応じて、指示された書類を提示ないし提出してください)					

◎ー 必要書類

▲ー 該当する場合に提出

○ー 決算終了後の変更届出を毎年定期に提出している場合は省略可能

△ー 記載事項に変更がなければ省略可能

□ー 省略可能だが、次の場合を除く(一般建設業の許可を受けている者で新たに特定建設業の許可を申請しようとするもの、特定建設業の業種を追加する者又は特定建設業の許可の更新を申請しようとする者が初めてこれらの手続きを行おうとする場合には、建設業法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定された者を本表に記載した上で提出する必要がある、本表の添付を省略することはできない。)

(注1)

・用紙が2枚以上にわたる場合、「主たる営業所」欄は、1枚目のみに記載すればよい。

・別紙二(1)は、従たる営業所がない(主たる営業所のみしかない)業者は、(従たる営業所)の欄に「該当なし」と記載する。「該当なし」の場合、(主たる営業所)欄は記載不要。

・別紙二(2)は、更新がある際に更新する内容のみを記載する。

(注2)

○新たに「経営業務の管理責任者」になる者がいる場合の確認は、以下の資料を提出のこと。

・個人事業主の経験で申請する場合は、必要な経験期間に係る確定申告書B(写)の提出。また、事業内容や営業していた業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写しの提出(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)。

・法人の役員経験で申請する場合は、証明しようとする期間に役員であったことが確認できる「登記事項証明書、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本」と「当該法人の法人税及び消費税申告書控の写し」の提出。また事業内容や営業していた業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写しの提出(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)。

○業種追加申請等の場合は、同じ者であっても、過去に遡って再度資料を求めることがあるので留意すること。

ただし、新規許可取得時等に7年以上の経験を証明している場合は、「直近の許可通知書(写)」と「様式第7号(写)」

の提出で確認資料とする。

○「準ずる地位」、「経営業務を補佐した経験」等については、個別に判断しますので事前にご相談ください。

(注3)

○実務経験の内容を証明するもの

・様式第9号に記載した工事について、契約書、注文書、請求書(控)等で工事請負の実態がわかる資料(写)の提出。

○実務経験期間中の常勤を確認できるもの(指導監督の実務経験を証明する場合も同様)

(例示)・事業所名と資格取得年月日が記載された健康保険被保険者証(写)・期間分の住民税特別徴収税額通知書(写)・ねんきん特別便(写)・被保険者記録照会回答票(写)等

(注4)

各証明書については、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

ただし残高証明書については、申請日前30日以内の日付の残高を証明したものであること。

(残高証明書が2枚以上になる場合は、証明基準日が同日のもの。)

(注5)

法人で、県税の納税証明書については、税目名が「法人事業税・地方法人特別税」となる。

また、新規開業等で決算未到来(課税が発生していない)の場合は法人等設立届(写)を添付すること。

(注6)

建設業法第8条第1号に規定されている欠格基準「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」の確認について

「許可申請者等」とは「許可申請者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。)又は令第3条に定める使用人(支配人及び支店又は令第1条に規定する営業所の代表者)」のこと。

(1) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(氏名・生年月日・住所が記載されているもの)

(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書。)

(外国人の場合は、氏名欄に本名(本国名)と通称名を()書きで、住所欄に「住民票」の現住所を、また国籍欄に国籍を記入してください。)(福岡法務局 戸籍課 直通電話:092-721-9334)

(2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第2項の規定により成年被後見人

又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の

長の証明書(「証明書」の申請・交付の手続については、許可申請者等の本籍地の市町村役場にお問合せください。)

外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。

(注7)

資本金1億円を超える株式会社又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上の株式会社の場合に提出

(注8) 新規申請等は経営業務の管理責任者、専任技術者及び令第3条の使用人に添付。業種追加等は専任技術者に添付。

「健康保険被保険者証(写)(全国健康保険協会(協会けんぽ)や、組合管掌健保が発行したもの)」

ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」

市町村の国民健康保険証の写しの場合は出勤簿及び賃金台帳の写し等を添付。